一の二　農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業（第一号の六に掲げる業務に該当するものを除く。）、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業（同号に掲げる業務に該当するものを除く。）又は農林中央金庫の業務（同号に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

［一の三・一の四　略］

一の五　資金決済に関する法律第二条第十一項に規定する電子決済手段関連業務

一の六・一の七　［略］

［二～三の五　略］

四　金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為（同号に掲げる行為にあつては、暗号等資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）を行う業務

［五～十三　略］

十四　投資助言業務又は投資一任契約（暗号等資産の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるものを除く。）に係る業務

［十四の二～三十九　略］

［3～6　略］

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第十九条の二　法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度（法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及びハからチまで、第二号、第三号ロ⑾、第四号（ハに係る部分を除く。）、第五号リ並びに第六号に掲げる事項を除く。）とする。

［一・二　略］

三　銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ　［略］

ロ　直近の三中間事業年度及び二事業年度又は直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項（⒀から⒆までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。）

［⑴～⑭　略］

⑮　信託勘定有価証券残高（⑱に掲げる事項を除く。）

⑯　信託勘定電子決済手段残高及び履行保証電子決済手段（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第二十一条第四項に規定する履行保証電子決済手段をいう。）残高

⑰　信託勘定暗号資産（資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。第五号ヘ⑸において同じ。）残高及び履行保証暗号資産（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第二十一条第五項に規定する履行保証暗号資産をいう。）残高

⑱・⑲　［略］

ハ　［略］

一の二　農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業（第一号の五に掲げる業務に該当するものを除く。）、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業（同号に掲げる業務に該当するものを除く。）又は農林中央金庫の業務（同号に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

［一の三・一の四　同上］

［号を加える。］

一の五・一の六　［同上］

［二～三の五　同上］

四　金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為（同号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）を行う業務

［五～十三　同上］

十四　投資助言業務又は投資一任契約（暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるものを除く。）に係る業務

［十四の二～三十九　同上］

［3～6　同上］

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第十九条の二　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

イ　［同上］

ロ　直近の三中間事業年度及び二事業年度又は直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項（⒀から⒅までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。）

［⑴～⑭　同上］

⑮　信託勘定有価証券残高（⑰に掲げる事項を除く。）

［加える。］

⑯　信託勘定暗号資産残高及び履行保証暗号資産（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第二十一条第四項に規定する履行保証暗号資産をいう。）残高

⑰・⑱　［同上］

ハ　［同上］